

1 2 扶養控除等（異動）申告書記入のてびき

1 令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶養の有無にかかわらず、全員ご提出ください。

＜扶養のない方＞次の①～④のとおり作成してください。（記入例もご参照ください。）

- ① 「あなたの氏名欄」に押印（シャチハタ不可）してください。
- ② あなたの氏名・住所・生年月日に修正・変更がある場合は**朱書き**で訂正してください。なお、氏名・住所変更の場合は別途「各種変更・履歴事項追加届」を提出していただく必要がありますので、各部局担当係へ申し出てください。また、修正・変更が令和2年中に遡る場合は 2 「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」も必ず提出してください。
- ③ あなたの源泉徴収税額が乙欄になるか甲欄になるかを申告書の右上の記載で確認してください。「乙欄から甲欄」又は、「甲欄から乙欄」に変更する場合は**朱書き**で訂正してください。
乙欄：2 か所以上から給与を貰っていて岡山大学以外が主たる給与の支払先になる方。
甲欄：岡山大学が主たる給与の支払先になる方。（大多数の方はこちらに該当します。）
- ④ 甲欄の方で、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合は申告書の「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄に必要な事項を記入してください。障害者等に該当するかどうかはこの書類と申告書裏面をよく読んで確認してください。（乙欄の方は主たる給与の支払先に申告してください。）

＜扶養のある方＞上記①～④に加えて、次の⑤に従って作成してください。（記入例もご参照ください。）

※乙欄の方は主たる給与の支払先が年末調整を行いますので、扶養がある場合でも⑤の作業は不要です。

⑤扶養控除等（異動）申告書には、岡山大学が把握している情報をあらかじめ印字しています。

控除の対象となるのは「A 源泉控除対象配偶者」「B 控除対象扶養親族（16歳以上）」「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」「16歳未満の扶養親族」ですが、各項目ごとに申告できる配偶者や親族の所得基準が異なりますので、この書類と記入例、申告書裏面をよく読んでそれぞれ該当するかどうかご確認ください。

- ・「本年中の所得の見積額」欄に金額を記入してください。（本年中とは“令和3年中”のことです。）
- ・印字内容に修正・追加がある場合は**朱書き**で訂正してください。
また、その修正・追加が令和2年中に遡る場合は 2 「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」も作成の上、セットで提出してください。

2 令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

＜用紙がピンクの方＞**令和2年分の申告書を一度もご提出いただいていません。全員ご提出ください。**

＜用紙が黄色の方＞**印字内容に修正・変更がある場合のみご提出ください。**

手続き方法は、上記 1 「令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」と同様です。ただし、配偶者や扶養親族が非居住者（1年以上国外に居住している者）の場合は「親族関係書類」や「送金関係書類」も提出していただく必要がありますので、申告書裏面の1の(6)及び2の(10)でご確認ください。

A 源泉控除対象配偶者

あなた自身の令和3年中の所得の見積額が900万円以下で、かつ配偶者の令和3年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は給与の収入金額が150万円以下）の場合に該当します。

※令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の場合は令和3年のところを令和2年と読み替えてください。

【参考①】収入が給与所得のみの場合

給与等の収入金額		所得金額
所得金額調整控除*の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除*の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

【参考②】収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

(*) 所得金額調整控除

あなた自身の令和3年中の収入が850万円を超え、かつ、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する場合は最大15万円の控除が受けられます。

※令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の場合は令和3年のところを令和2年と読み替えてください。

(イ) あなた自身が特別障害者

(ロ) 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者

(ハ) 扶養親族が年齢23歳未満

【所得金額調整控除の額の計算方法】(給与等の収入金額(※) - 850万円) × 10% (※) 1,000万円が上限

B 控除対象扶養親族(16歳以上)

- 給与所得者本人と生計を一にする親族で令和3年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）のうち、16歳以上の者が該当します。（所得者本人の所得に制限はありません。）

※令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の場合は令和3年のところを令和2年と読み替えてください。

- 控除対象扶養親族のうち、70歳以上の場合は「老人扶養親族」になります。そのうち、同居している場合は「同居老親等」に、同居していない場合は「その他」になりますので、どちらかに☑してください。
- 19歳以上23歳未満は「特定扶養親族」になりますので、申告書に☑してください。

C-1 障害者

障害者に該当する場合は申告書の障害者のチェックボックスに☑の上、そのすぐ右横の表と「左記の内容欄」に記入してください。障害の状態は各年の申告書の裏面「3扶養親族等の範囲」の⑨で確認してください。

なお、障害者とは次のいずれかに該当する方です。

- あなた自身が障害者である（所得に制限はありません）。
- 令和3年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の配偶者もしくは扶養親族が障害者である。

※令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の場合は令和3年のところを令和2年と読み替えてください。



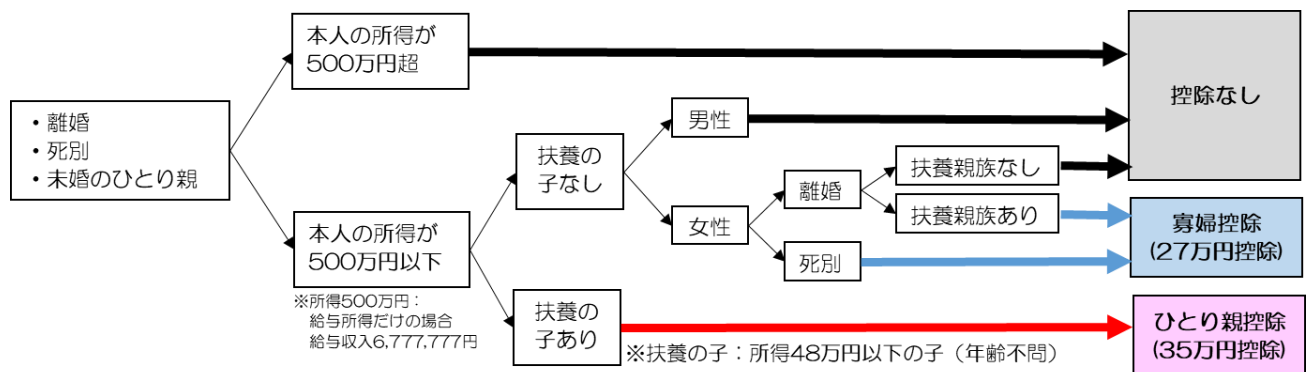
C-2 寡婦・ひとり親(特別の寡婦と寡夫は廃止されました)

令和2年から、ひとり親控除が新設され、特別の寡婦・寡夫が廃止されることになりました。

以下のフローチャートに沿って該当するかどうか確認の上、寡婦もしくはひとり親に該当する場合は申告書の寡婦もしくはひとり親のチェックボックスに☑してください。

なお、令和1年まで寡夫・寡婦・特別の寡婦に該当していた方につきましては、事前に岡山大学に申告されている内容に基づき、“寡婦”もしくは“ひとり親”に☑していますが、事実婚の場合は控除なしとなりますので、二重線で消してください。

※フローチャートに記載されている所得は令和3年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の場合は令和3年中の所得を、令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の場合は令和2年中の所得を指します。



C-3 勤労学生

勤労学生に該当する場合は申告書の勤労学生のチェックボックスに☑の上、右横の「左記の内容欄」に記入してください。

なお、勤労学生とはあなた自身で、次の全てに該当する場合です。

- ・大学生(大学院生含む)であること。
- ・令和3年中の所得の見積額が 75万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 130万円以下の人。なお、岡大以外からも所得がある場合はそれも含めます。
- ・給与所得、事業所得、退職所得又は雑所得以外の所得*が 10万円以下の人。

(*) 株の取引による所得やアフィリエイトの報酬のことなどです。親からの仕送りは関係ありません。

※令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の場合は令和3年のところを令和2年と読み替えてください。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを申告書の「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等欄」に記入してください。

(例) 夫婦共働きで子どもを配偶者の扶養に入れる場合

16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族がいる人は記入してください。